

◎議 事 日 程（第 5 号）

平成21年 3 月 24 日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 特別委員長報告
- 日程第 3 議案第 2 号 愛西市総代の設置に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 号 愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 号 愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 号 愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 号 愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 号 愛西市下水道条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8 号 愛西市個人情報保護条例の全部改正について
- 日程第10 議案第 9 号 愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第11 議案第10号 愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第12 議案第11号 愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第18 議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第19 議案第18号 愛西市立田地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第19号 市道路線の廃止について
- 日程第21 議案第20号 市道路線の認定について
- 日程第22 議案第21号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第23 議案第22号 平成20年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第24 議案第23号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第25 議案第24号 平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第26 議案第25号 平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第26号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第27号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第28号 平成20年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第29号 平成21年度愛西市一般会計予算について
- 日程第31 議案第30号 平成21年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第32 議案第31号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第32号 平成21年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第34 議案第33号 平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第34号 平成21年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第35号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第37 議案第36号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第37号 平成21年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第39 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第40 請願第1号 公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願について
- 日程第41 請願第2号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願について
- 日程第42 請願第3号 「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正を求めめる請願について
- 日程第43 請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について
- 日程第44 選挙第1号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第45 選挙第2号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（議会選出）
- 日程第46 選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（市長推薦）

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第46までの各事件

- 追加日程第1 議案第38号 愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 追加日程第2 議案第39号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について
- 追加日程第3 議案第40号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
- 追加日程第4 発議第1号 愛西市議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程第5 委員会付託の省略について
- 追加日程第6 議案第38号 愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正につ

いて

追加日程第7 議案第39号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について

追加日程第8 議案第40号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について

追加日程第9 発議第1号 愛西市議会委員会条例の一部改正について

◎出席議員（29名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
28番	佐藤 勇 君	29番	太田 芳郎 君
30番	柴田 義継 君		

◎欠席議員（なし）

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
会計管理者	中野 正三 君	総務部長	水谷 洋治 君
企画部長	石原 光 君	収納担当部長	水谷 正 君
教育部長	藤松 岳文 君	経済建設部長	篠田 義房 君
上下水道部長	飯田 十志博 君	市民生活・保健部長	加藤 久夫 君
福祉部長	加賀 和彦 君	消防長	櫻井 義久 君
企画課長	加藤 善巳 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊 藤 忠 俊
書 記 田 尾 武 広

議 事 課 長 服 部 秀 三

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（小沢照子君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、3月17日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第2号：愛西市総代の設置に関する条例の制定につきましては、反対討論として、すべての地区がまとまっていないのに見切り発車することはやるべきでない。一定の期間おくれたとしても、施行日等も含めてすべての地区がまとまってから、この条例を提案することが正当な進め方ではないかと思います。また、問題があったら、二、三年後に見直すということについては、見直し情報も条例に入れるべきであると思う。したがって、現時点では、すべての地区で市民の合意が得られていない現状の中では、条例制定をすべきでないと判断していますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第8号：愛西市個人情報保護条例の全部改正につきましては、特別な理由等で個人情報の目的外利用をするケースがあると思うが、目的が終了した際には、提供情報の回収を行っているかという質問に対しまして、情報を目的外利用する利用課長が情報の保有課長に利用目的を明示して許可願いをし、保有課長の承認のもとに事務に活用することとなっている。現在、目的終了後の取り扱いについて特別な規定を設けていないが、目的が終了次第、保有課長に情報の返却を行うよう指導していきたいという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第11号：愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、他の部の所管に属しないものについて総務で取り扱うということですが、合併以来4年間でそういう事例はあったかというお尋ねがありました。答弁として、最近の例で言えば、定額給付金の問題などもそれぞれの部で検討した結果であり、特にこの4年間ではそういうことはないように感じているとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第16号：愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第21号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、基金費の地域し尿処理施設とはどこのことかという質問に対しまして、佐織地区の東八幡団地、西八幡団地、諸桑団地にあるコミュニティ・プラント施設のことであるという答弁でした。採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第22号：平成20年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、総務費について、各総合支所の委託料の契約方法についてお尋ねがありました。答弁として、維持管理方法が同一のものについてはまとめて契約するが、各庁舎で特殊性があるものについては、それぞれ各総合支所で契約しているとのことでした。また、消防費の中の燃料費でハイオク使用の車両はどのようなものかという質問に対しまして、使用頻度が高い高規格救急車ということでした。また、資格取得講習で潜水士3名を予定しているが、今潜水士がいないから講習を受けるということかというお尋ねに対しまして、答弁として、現在31名が養成されているが、順次若い職員を養成していくということでした。反対討論として、総代制の関連予算や庁舎検討委員会のあり方についても異議があるし、基本的に消防の広域化の方向についても反対であります。また、臨時職員の給与についても、均等待遇の考え方で引き上げていく必要があり、それらを含めてこの予算については反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、平成21年度の当初予算は、4月の市長選挙を控え、基本的な経費を中心とした骨格予算であり、前年度予算3.3%の減という予算規模は、議案説明、議案質疑での発言において明らかになりました。歳出におきましては、歳出抑制に努めながら、住民ニーズにこたえるべく苦慮されています。防災対策事業を初め巡回バス運行など重要な事業であり、住民を第一に考え協議、検討されていくことを望みます。市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを目指し、健全かつスピーディーな行政運営に努められることをお願いして賛成いたしますという御意見がありました。採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第30号：平成21年度愛西市土地取得特別会計予算につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

請願第1号：公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願についてのうち、請願項目2につきましては、反対討論として、合併して4年が経過しようとしている現在、分庁方式の弊害が至るところに出ています。組織・機構の見直し、事務事業の見直しをしていますが、効率化、合理化は進んでいないように思われます。分散による複雑化を解消するには時間がかかるでしょう。私は、かねてから二極化を主張していますが、庁舎は集中化すべきであると考えます。大型公共工事には、必要性、緊急性、費用対効果を考慮して必要最小限にす

べきは言うまでもありません。庁舎については、現在、庁舎検討委員会において検討中であり、現段階での請願の趣旨には同意できませんという御意見がありました。また、賛成討論として、庁舎検討委員会をつくって庁舎の統合の検討を行うことより、アンケートや住民投票などを行ってから検討を始めるべきと考えます。検討委員会は、既に3月広報で五つの統合案を発表しています。市長も検討委員会の答申を尊重すると言っています。請願内容である新庁舎をつくらず、現行の公共施設を工夫して活用すべきとの考え方は、市民が同意できる内容だと思いますので賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

請願第2号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願につきましては、反対討論として、改正保険業法は、いわゆる根拠法のない共済について保険契約者の保護を図ることを目的としたものであります。自主共済制度の目的に、構成員の相互扶助や仲間同士の助け合いを目的に運営されてきたことは理解し、改正保険業法施行後においても、その目的や保険内容を維持できる保険会社等があれば問題ないと判断します。多くの団体は、契約者への補償が途絶えることとならない状況ができていると判断しており、構成員の相互扶助や仲間同士の助け合いについては維持できるものと認識しておりますので、この請願については反対するものですという御意見がありました。また、賛成討論として、今回の保険業法の改正の端緒となった消費者被害は、オレンジ共済などの無保険業者が不特定のものに営業していたことにより発生しているものです。今回の改正で問題なのは、この営利企業である保険会社と自主共済を同列にみなして保険として運営せよと迫っていることであります。会員同士の助け合い制度だからこそ保障される制度内容と掛金は、保険会社の保険商品の保障内容や保険料とは比べるまでもなく、移行すれば大幅な内容後退となり加入会員の権利は守られません。一刻も早くこうした自主共済を保険業法の適用から除外することが強く求められ、本請願についての賛成といたしますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、3月18日午前10時から開催いたしまして、当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第3号：愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきましては、賛成討論として、介護報酬について、ようやくプラスの見直しが行われ、今回その影響を緩和するため交付される財源の基金であるので賛成しますという御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第4号：愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、老人福祉センターの利用日時については、指定管理で統一したいということですが、どのような利用日時に統一していくのか。また、今後どこの老人福祉センターでも市民であれば利用できるかというお尋ねがありました。答弁として、利用日時の統一は、現在考えているのは、佐屋の老人福祉センターに統一したいと考えている。また、市民であれば、現在でも統一の利用証でどこでも入れますということでした。反対討論として、老人福祉センターの指定管理を平成22年度から計画されていることは、住民の平等な利用を保障するという公の施設の本来の趣旨から考えて指定管理すべきではないと考え、この条例に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第5号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、佐屋デイサービスセンターは直営で、佐織デイサービスセンターは委託しているが、指定管理をする場合に佐屋の老人福祉センターとデイサービスセンターを一括で指定管理にし、佐織の老人福祉センターとデイサービスセンターをそれぞれに指定管理をしていくのかという質問に対し、佐織の場合は、デイサービスセンターと老人福祉センターを一括で公募しようと思っています。部分指定にはなるけど、日々の業務が一体になっているので、一括で民間の事業所をお願いするということでした。反対討論として、介護保険が3年ごとに制度の見直しが行われ、どのような形で介護保険制度が改悪されるのかわかりません。介護サービスが受けることのできない低所得者の受け皿として市直営のデイサービスセンターは必要です。公共サービスは平等に保障されるものです。デイサービスセンターは指定管理にすべきではないと考え、反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第6号：愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、佐織のシルバー人材センターを施設の整理ということで、このような名称になったと解釈すればよいのかと、条文第4号の中のおおむね60歳以上の者とはどのように解釈すればいいのかというお尋ねがありました。答弁として、名称については従来どおり変わってなく、おおむね60歳以上ということは、老人クラブ等の会員の方も利用されるので、老人クラブの中には60歳に満たない方も会員で見えるので、このように表示させていただいたということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第9号：愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第12号：愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、就労支援センターを立田の第2社会福祉会館に移設した理由についてお尋ねがありました。答弁として、相談等する部屋がなくて、間仕切りの中では会話

が漏れるような不都合が生じたので移設をさせていただきました。現在はスムーズな状況で運営されているとのことでありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第13号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第14号：愛西市国民健康保険条例の一部改正及び議案第15号：愛西市介護保険条例の一部改正並びに議案第17号：海部南部水道企業団規約の変更につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第21号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、総合斎苑建設事業は、現在、県の許可のない状況であるので、減額して補正予算に計上すべきであると思うが、なぜ繰越明許にしたのかというお尋ねがありました。答弁として、この事業については、現在、申請がおくれている状況であるので、県の同意を得れば、すぐ取りかけられるよう繰り越しという形にしたということでした。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第23号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、電算業務委託料の制度改正の内容についてお尋ねがありました。答弁として、後期高齢者医療制度の導入に伴うもので、自己負担限度額の変更に係るものということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第24号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険料徴収状況についての質問に対し、直近の状況で7月期分が98%の収納率であるとの答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第25号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、子供医療費の減額理由についての質問に対し、拡大開始後の実数で見込んだための単価差による減であるとの答弁でした。後期高齢者福祉医療扶助費の増額理由についての質問に対しましては、対象者と医療費の伸びによるものとの答弁でした。教育費の日本スポーツ振興センター掛金の利用状況と警備委託料の内容について質問がありました。利用状況については、平成21年2月末までが小学校436件、中学校523件で合計が959件と前年よりふえておる状況であるので大変危惧しているとのことでした。また、警備委託料については、合併前から委託しているが、校舎内にセンサーが取り付けられており、発報すれば警備員が駆けつけるとのことでした。反対討論として、平成21年度予算は骨格予算であるが、これまで充実してきた住民サービスなどは継続されていますが、住民の反対である事業も多々あるので、この予算には賛成できませんという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で当委員会に付託を受けました部分については原案のとおり可決されました。

議案第31号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計予算につきましては、滞納状況について質問がありました。平成19年度の実績で1,196世帯、約5億3,900万円であるとの答弁があり、

また、特定健診の受診率を上げる施策についての質問に対し、従来の基本健診並みの検査項目を追加する予定であるとの答弁でした。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第32号：平成21年度愛西市老人保健特別会計予算につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第33号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算積算上の対象者数と軽減状況についての質問に対して、被保険者数は7,100人で、軽減区分ごとの人数は9割軽減が955人、7割軽減が897人、5割軽減が133人、2割軽減が410人、社保被扶養者が925人という答弁でした。また、短期証や資格証の交付についての質問に対し、市町村の意向も踏まえながら、広域連合で統一的行われる準備中であるとの答弁でした。反対討論として、なぜ75歳で後期高齢者だけ別建ての保険料にするのか明確になっていません。制度そのものが県1本の広域連合の条例に従い、保険料も市町村の独自の減免制度がありながら、後期高齢者だけは適応できないのは不公平です。このような後期高齢者医療制度は即時に廃止すべきと考え、反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第34号：平成21年度愛西市介護保険特別会計予算につきましては、反対討論として、介護保険の見直しで3%の介護従事者への報酬の引き上げが行われたが、これは報酬をもとに戻ただけで、介護従事者の低賃金の解消になったわけではなく、介護従事者は相変わらずワーキングプアの状況から抜け出すことのできない状況です。住みなれた地域で安心して介護して、介護を受けられる制度にしていくことが求められていますので反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（大島 功君）

それでは、経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、3月19日午後1時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第7号：愛西市下水道条例の制定につきましては、1立方メートル当たり150円の料金の積算根拠についてお尋ねがありました。答弁として、積算根拠には当たらないかもしれないが、平成18年と記憶していますが、国から150円を下回らないよう指導があり、このように設定したとのことです。反対討論として、計画当初より料金が高くなっているのは納得できないし、公共下水道は、規模の割りにメリットがないということが明らかであり、いろいろな課題があることを考えると、到底認められないと考えますという御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第18号：愛西市立田地区排水施設の指定管理者の指定について、議案第19号：市道路線の廃止について及び議案第20号：市道路線の認定につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第21号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、全体構想の中で産業ゾーンに総合斎苑が入っているが、中間報告では地区別で入っていないのに、どのような経過で入ったのかという質問がありました。答弁として、市民代表者より意見もあり、佐織地区の産業ゾーンにごみ清掃工場の記載もあり、都市計画審議会にも意見をいただき最終案には入っているとのことでした。採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第26号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）、議案第27号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第28号：平成20年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、農地・水・環境保全向上活動支援事業推進検証委託料の詳細についてお尋ねがありました。答弁として、平成19年から始まった事業で、愛知県土地改良団体連合会へ委託しております。また、現地確認、書類審査、点検照査の取りまとめ、活動組織への普及啓発等を予定し、24活動組織ごとに体制整備構想の作成が必要となるが、その書類の取りまとめも今回の委託料の中に入っているとのことでした。また、愛西北部地区地盤沈下対策事業について説明を求められました。この事業は、立田地区の三和町地内で用水路を管水路に変える工事という答弁でした。反対討論として、大規模公共下水道事業そのものが問題点であることが明らかになりました。そうした中、特別会計に繰り入れて現在進めている事業について見直しをしていくことが必要であると考えますので、現状の中では賛成はできませんという御意見がありました。採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第35号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第36号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計予算につきましては、今後の公共下水道事業について、どのような考え方を持っているのかというお尋ねがありました。答弁として、経費節減を念頭に置き、それぞれの地区に見合った下水道整備を目指したいということでした。反対討論として、下水道そのものは環境対策ということで非常に重要であり、どういう形で排水を処理していくということが重要であります。費用的な問題でもまた、設備投資という問題でも、流域下水道事業というのは大きな問題をはらんでいるということが明らかになってきます。現状を踏まえて見直しをしていくことが必要だと考え反対いたしますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第37号：平成21年度愛西市水道事業会計予算につきましては、量水器の取りかえについて説明を求められました。答弁として、計量法に基づき8年に一度取りかえを義務づけられているので、今回一部更新させていただくということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

請願第3号：「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正を求める請願につきましては、反対討論として、請願趣旨でも述べているように、国会には、日雇い派遣を原則禁止とする改正法案が上程されています。この内容は、規制緩和の流れを歩んできた労働者派遣の問題について大きく転換し、規制強化の方向にかじを切ったものであり、内容に対し一定の評価をするもので、これらを注視していきたいと思い反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、これまで専門職にしか認められてなかったものが一般的な労働まで波及してしまったことが、正社員を減らしてまで派遣労働という形で雇用していくことになりました。大事なことは、非正規切りの防止の緊急措置として、日雇い派遣の禁止、失業保険の給付の緩和など求められていますが、こうしたものを抜本的に変えていかなければ解決できないという点で、1999年以前の内容に戻す労働者派遣法が求められていますので、この請願に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

請願第4号：ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願につきましては、反対討論として、米を輸入することは、生産者にとって不安と感ずることは理解できるが、輸入に当たってはいろいろな措置を講じており、輸入に伴い米の生産調整が強化された事実はありません。世界貿易機関に加盟している日本の立場として、米の輸入停止ということは現在困難と考え反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、ミニマムアクセス米の輸入が今何をもたらしたかと言えば、国内での米価の下落などです。国際社会の中では、非常に食料不足が言われています。日本が無理にアクセス米を輸入するということは、国際的な米価の値上げにもなってきます。結局は、発展途上国に対しての輸入の機会を奪うようになりかねません。ミニマムアクセス米の輸入停止をすることが国際社会の中でも必要と考え、この請願に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

総合斎苑建設調査特別委員会へ付託いたしました請願につきまして、御審査をしていただき

ましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

総合斎苑建設調査特別委員長、報告をお願いいたします。

○総合斎苑建設調査特別委員長（太田芳郎君）

総合斎苑建設調査特別委員会の報告をいたします。

総合斎苑建設調査特別委員会は、去る3月23日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、請願第1号：公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願のうち、請願項目1番、火葬場計画は白紙に戻し、海部郡全体の広域で取り組み直すことにつきましては、反対討論として、地域経済が不安定な折に、大型公共工事には賛成することはできないが、市民にとって必要なものは最優先事業として推進していく必要があると考えます。現在の火葬場は、佐屋地区を対象とした火葬能力のため、愛西市全体を対象にした場合には施設能力が不足し、また、老朽化も進み、新たな火葬場建設は急務であると考えます。請願趣旨で、海部郡全体の広域で取り組み直すと述べられていますが、火葬場を設置していないのは、いわゆる東ブロックだけで、他の自治体では独自に火葬場等を運営されています。このような状況の中で、広域的に候補地を選定するなど、基本計画作成に至るまで、かなりの歳月を要するものと考え、この請願の請願項目1には反対しますという御意見がありました。賛成討論として、公共事業は必要性を十分検討し、斎場は市町が独自に責任を負って行うべき住民サービスであり、特別の事情がない限り、各市町に分散している方が災害時には有効であり、市独自で建設すべきと考え、請願項目1の後半部分の海部郡全体で取り組むことには反対します。しかし、計画を白紙に戻すことについては、地元住民の同意が得られていないなど問題点もあり、この請願全体として賛成するものだという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第2号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・議案第2号：愛西市総代の設置に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

## ○21番（永井千年君）

本会議、総務委員会で質疑を行ってまいりましたが、今回の総代制導入は、住民の合意を得ないままの見切り発車、強引なやり方としか思えませんので、反対をいたします。

第1に、まだ現在話し合っている地区が3地区あり、丁寧な住民合意をあくまでも追求していくべきであります。第2に、8万1,600円の報酬の導入とセットで、行政事務委託料がコミュニティ活動補助金も入れると、あるいは衛生委員委託料も入れると、1,200万円以上の大幅な削減となることであります。第3に、矛盾を抱えたままのスタートであることを認めているのに、見直し要項がありません。したがって、すべての地区の合意が得られていない現状では、この条例は制定すべきではないと思います。

以上、反対討論といたします。

## ○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

## ○5番（吉川三津子君）

議案第2号：愛西市総代の設置に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

反対の一番の理由は、総代の役割が明確になっていないことです。

2番目は、条例制定に至った理由が、職員が総代を務める場合、報酬が支払えないからということで、規則から条例に格上げしたのみといった理由で、地域自治に関する大切な条例が定められることには問題があると考えます。

先日も、地元の班長会で、市民の方から、「総代って何ですか。どんな仕事をするんですか」という質問があり、役員の方が説明に困る場面もあり、「区長というところもありますよ」という答えがされました。区長もいろいろであります。東京の方では、選挙で選ばれる区長もあれば、市長に任命される区長もあり、そして自治会の代表である区長もあります。総代は、選挙制度で選出された役職ではありません。選挙で選ばれた議員にさえ、住民の方は白紙委任をしているわけではありませんので、総代に決定権があるとは言えないにもかかわらず、総代に意見を求めるのみで地域の意見を聞いたとされるケースが多いのではないのでしょうか。

こうした地域自治や市民参加を勧める中で、今までの総代職に対する意識改革を行政内で進める必要はないのでしょうか。この3月議会の答弁で、統合について、個々の世帯に周知しているところもあれば、していない地域もあるといった答弁もあり、地域によって個々の世帯に周知されないまま地域の意思として市に報告されていることも御存じでありながら、こうしたことを進めることには大変異論を感じております。地域独自の行事へ行政が干渉することはよくありませんが、行政運営にかかわる大切な判断を要した場合、それがどのように周知され決定されたかは、以来した行政として確認すべきではないのでしょうか。

立田地区で産廃建設問題がありました。そして、今進められている斎場建設問題においても、そこに問題があり、大きな反対運動となりました。教訓が生かされていないことが残念でなりません。愛西市の総代は、地方自治法に記されている地域自治区や合併による地域自治区の考え方とは全く別のものであることなど、総代に決定権があるのではなく、地域の意見集約の役

割であるなど、市として総代の役割を自治条例等で定めるなど、さらに議論が必要であることから、私はこの議案に反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第２号を採決いたします。

議案第２号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第２号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第４・議案第３号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第４・議案第３号：愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第３号：愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。介護報酬については、これまで２回引き下げが行われており、今回ようやくプラスの見直しが行われました。この議案は、その影響を緩和するために交付される財源の基金であるため、賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第３号：愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

介護の現場で働く人々の低賃金や労働環境の悪さについては、マスコミなどで報道されて、やっと国が介護報酬のアップをし、予算化したということで、介護労働者に１人当たり２万円

くらいのアップがあるのではないかという報道がされました。しかし、実際には、このようなアップにつながるのかどうか、それは不明であります。地方自治体に3年間しか交付税が来ないといったものであり、その後、介護保険料アップしかないのではないかと心配をしております。この条例制定により、介護従事者の賃金にそのまま反映する保障がないことも問題であり、議案質疑の折に発言いたしました。市として状況をチェックしていくとの答弁をいただいております。

たくさん課題のある条例ではありますが、条例を制定しなくては、国から交付金がいただけないということ、そして担当部局におかれましても、介護従事者の労働環境については調査をしながら進めるということでもありますので、そうした条件のもと、私は賛成いたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第4号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第4号：愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第4号：愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての反対討論を行います。

老人福祉センターの指定管理が平成22年度から行われるということで、5月から広報で公募し、7月には選定し、9月議会には議案に上程されるということです。特に佐屋老人福祉センターは、年間12万人以上の高齢者が利用しています。佐屋地区の直営の施設では、初めての公募型の指定管理を行うということになります。老人福祉センターは、心身の健康と増進を図るための施設であり、住民の平等な利用を保障するという公の施設の本来の趣旨から考えて、指定管理すべきではなく、直営のメリットを生かすべきであると申し上げて、反対討論いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第４号を採決いたします。

議案第４号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第６・議案第５号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第６・議案第５号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第５号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての反対討論を行います。

介護保険が３年ごとに制度の見直しがされ、どのような形で介護保険制度が改悪されるのか検討がつきません。お金の切れ目で介護サービスが受けることのできない低所得者などの受け皿としての市直営のデイサービスセンターは必要です。公共サービスは、所得や費用負担能力の格差によらず、平等に保障されるものです。公務員は、全体の奉仕者として社会弱者について社会権保障が実現するよう努める責任があります。デイサービスセンターは指定管理すべきではないと申し上げて、反対討論いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第５号を採決いたします。

議案第５号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

◎日程第7・議案第6号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第6号：愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第6号：愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回提案をされている福祉センターなどの施設や、またデイサービスセンターなどのサービスに関する設置及び管理に関する幾つかの条例の制定、または改正が出されております。

この中で問題となるのは、一つは、住民サービスについて、市民にとって大変大きな問題となってくるような施設の統合や、あるいは指定管理の拡大というものがあります。こうした問題を考える場合、この議案第6号についてはそうした問題もなく、基本的に問題はないと考えますので、賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決決定いたします。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

◎日程第8・議案第7号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第7号：愛西市下水道条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第7号：愛西市下水道条例の制定について、反対討論を行います。

下水道整備は、生活しやすい環境をつくり、また自然にできるだけ負荷をかけないためにも大変必要なものであります。また、市民の強い要望でもあります。しかし、その整備の方法については、県と共同で行う流域下水道事業のような大規模事業では、予算と時間がかかることは、これまでも指摘しました。そして、できるだけ地域の事情に応じてコミュニティ・プラントや合併浄化槽等を利用しながら、早期に整備することを私たちは求めてきました。

しかし、今回、この条例が提案されたことによって明らかになった、はっきりした問題が出てきました。本議案の最大の問題は、使用料金負担が余りにも市民にとって大きいということです。例えば、月に30立方メートルを使用すると、月額4,725円となります。この額は、県内のほかの下水道と比較した場合、4,000円を超える地域は東栄町だけであり、そこに次いで県下2番目に高い料金となります。水道料金の問題も考えますと、市民への負担は大変大きなものとなるのではないのでしょうか。市内のコミュニティ・プラントや農業集落排水と比べても、やはり高い方であり、今後、仮にこうした下水道の料金統一がされた場合、この公共下水道料金に統一される可能性があり、値上げになるところが多数出てくるように思います。

そもそも当初の計画では、県内平均の1立方メートル当たり120円ほどで計画されていたことを見ても、この計画の甘さが明らかになっています。こうした点から、この下水道条例については大変大きな問題があると考え、反対いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第7号：愛西市下水道条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

この下水道の問題については、いつも私も判断に迷っておりますけれども、私は、将来の世帯数減、人口減の社会的事情や神戸の災害時の教訓、流域下水道と大きな公共下水道であるがゆえに、全滅した場合にみんなが困るといった面から、防災上、常に必要最小限の設備投資である合併浄化槽の方が防災上よいということも、神戸の防災から教訓として得られております。そういった立場から、私はこういった合併浄化槽をかねてより推進する立場で活動してまいりました。また、この3月議会で、経済建設委員会の中で、今後公共下水の見直しについて担当部局からの答弁がありました。合併浄化槽への切りかえも含め見直しがされていく旨の発言があり、この点については大変評価しております。完成時期には人口減、世帯数減はかなり進むことも予想され、右肩上がりで計画された事業案の見直しは待ったなしであると思っております。計画時は1立米当たり120円だった処理費も、今回は150円となっておりますが、実際には、さらに多額の費用がかかっているということでもありますので、このまま進めることは、愛西市財政においても、今後大きな負担となることが避けられないのではないのでしょうか。一貫して、将来、愛西市の財政に大きな負担となることや防災上の観点から、この議案には反対をいたし

ます。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第8号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第8号：愛西市個人情報保護条例の全部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

個人情報保護条例の全部改正についてであります。本条例は、個人情報の取り扱いに関する規定の整備や、あるいは職員や受託者に対する量刑の厳罰化を図ることを目的としていますので、その方向には基本的に賛成ができます。これから規則がつくられますが、特に不開示情報でも開示されるなど、実際の運用基準の整備が必要であります。先進市に学んで早急にこれを整備していただく必要があります。また、指定管理者とは、協定で担保されるそうではありますが、大きな不安も残ります。情報公開や個人情報保護についての冊子などをつくり、教育することも必要であります。4月1日施行ということですので、日にちはありませんが、これらのことをきちんとやっていただくことを要望して、賛成討論いたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで、10分間休憩をとらせていただきます。再開は11時10分いたします。お願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第9号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第9号：愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第9号：愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について、反対討論を行います。

当センターは、市の保健センターがあり、それが直営で管理をするものとなっています。指定管理の意思はないと答弁でも確認をされました。にもかかわらず、指定管理の規定があるのは整合性がなく、また、今後指定管理に道を開く危険性をはらむものとして、これは同意できません。

以上の理由から、反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第10号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について、反対討論を行います。

福祉は自治体の中心的な仕事であり、市の福祉施設は指定管理するのではなくて、直営で管理し、事業も直営で行うのが本来のあるべき姿だと考えています。また、本条例は、旧条例から八開保健センターをなくす条例でもあります。既に、実態はなくされてしまっているわけですが、保健センターは、4地区ごとに維持すべきだと考えています。

以上を反対の理由といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について、賛成討論を行います。

議案第10号は、愛西市条例第9号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例に基づき、愛西市八開総合福祉センターの設置と管理を行うセンターは、八開社会福祉会館と八開老人福祉センターの施設で構成するとあります。センターの施設管理運営は指定管理者の管理で、愛西市社会福祉協議会が指定管理者として管理することとなっているということでございます。

今回、条例改正及び指定管理者導入に際し、老人福祉のための福祉ふろの利用時間が、特に八開福祉センターにおきましては、1時より3時半までの2時間半と大変短く、ふろを沸かしても短時間で落とすというような利用効率が悪いということでもったいないと考えるわけです。よって、利用者を多くするため、ふろの利用効率をよくするためにも、ふろの延長時間をできる限り早期にお願いすることを要望し、議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正する条例等に賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第11号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第11号：愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、賛成討論を行います。

本条例は、部の事務所管を明らかにする条例でありますので、文言そのものには賛成であります。同時に、この部の設置条例の改正は、それに伴って、課の再編も行うことになっております。安全対策課の設置などは、私たちの求めていたもので、賛成であります。しかし、地域振興課をなくして、総合支所の職員を19名減らすことについては、住民サービスの低下になるのではないかと強い危惧を持っています。また、新しい組織の中でも、行政経営推進室が設置される企画部も、職員がふえるかと思いましたが3人減るなど、その実態がどのようにこれから経緯するのか理解できないところもあります。

今度の再編も、また職員によく説明されているかということになりますと、それも私自身、何人かの職員の方と話していても、今度の改正がきちんと説明されているというふうにはとても見えません。どの部署でも住民サービスの低下にならないように、全力を挙げていただく必要がありますので、そのことを強く求めて賛成討論いたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第13・議案第12号（討論・採決）

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第12号：愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

### ○21番（永井千年君）

愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての反対討論を行います。

これも継続して議論してきた問題ではありますが、立田の保健センターを立田第2社会福祉会館とするのには反対であります。議案第10号の反対討論でも述べましたように、やはり保健センターは4地区に維持すべきだと考えています。また、以前の議会答弁で述べられました指定管理すれば使い勝手がよくなるという論も、市民の御意見などから見れば違うのではないかと思います。直営事業も入っており、この4月からの指定管理にも反対であります。

以上、反対討論いたします。

### ○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○5番（吉川三津子君）

議案第12号：愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

議案第4号、5号、6号、9号、10号に関連して、意見を述べさせていただきます。

私は、決してもろ手を挙げての賛成ではございません。保健センターの廃止などにより、お年寄りの不安の声が実際に私のところにも届いております。相談の窓口が遠くなり、不安に思っている子育て中の方々の声も届いております。そうした小さな声が生かされないままの施設の統合や廃止、そして不適切な指定管理者制度が導入されたことは問題であり、この間、反対の立場をとってまいりました。しかし、決まったことでありますので、今後、この施設をよりよくしていくためにはどうしたらいいかの視点で、私は今回、賛成の立場をとりました。今後、

この施設の見直しの中、改善の余地があるのではないかとということのもと、少し意見を述べさせていただきます。

困ったときに、ここに行けばいいといった場所づくりが、私は、立田、八開地区には必要であると考えております。今まで核であったものがどんどん減り、住民の助け合いという部分について、かなり分散されてきているのではないかとというふうに考えております。今、庁舎のあり方を見直しされている中で、福祉会館等で住民票が発行できたり相談もできたりといった場所づくりも可能ではないでしょうか。縦割りではなく、農村部であるがゆえ、立田、八開地区には人が集まる、核となる場所づくりが必要であると考えております。そういった改善に向けて、施設が運用されることを要望して、賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第13号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第13号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第13号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について、討論を行います。

この議案は、佐織地区の新町のちびっ子広場を廃止するための改正ですが、この広場は、面積も広く、子供たちや地区でも、地域の人たちにも広く利用されているものであります。今後、市として、この地域のちびっ子広場や公園の確保など、積極的に対応することを要望して、賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討はございませんか。

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第15・議案第14号（討論・採決）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第14号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第15号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第15号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第15号：愛西市介護保険条例の一部改正について討論を行います。

今回の改正は、保険料の区分をこれまでの6段階から9段階にふやし、負担能力に応じて保険料を住民の方をお願いする改善であります。減額になる方は7,321名、そして、増額になる方は369名であります。今後、さらに保険料や利用料の減免の充実を求めて賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第16号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・議案第16号：愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第17号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・議案第17号：海部南部水道企業団規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

文教福祉委員会での答弁では、平成21年度の4月より、立田地区のすべての農業集落排水事業が供用をされ、3年後に立田地区だけでも料金の統一をしたいとのことですが、今後、公共下水道の供用開始に合わせて、早急に料金の統一を図り、佐屋、立田地区の農業集落排水、コミプラで海部南部水道で公共下水道と同じように使用料計算、また、徴収事務の委託ができるようにすべきだと申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第18号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・議案第18号：愛西市立田地区排水施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第19号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・議案第19号：市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第20号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・議案第20号：市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第21号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・議案第21号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第21号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についての反対討論を行います。

総合斎苑建設計画は過大な建設計画であり、見直しを求める市民の大きな声にこたえて、計画を見直すべきです。県の許可についても、農振除外で異議申し立てが出てストップしている状況でもあります。総合斎苑対策建設事業の5億4,025万円は繰越明許にすべきではないと申し上げて、反対討論いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第22号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・議案第22号：平成20年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第23号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第24・議案第23号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第25・議案第24号（討論・採決）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・議案第24号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第25号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

日程第26・議案第25号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第25号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、討論を行います。

この補正予算は、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策に基づく国からの交付金を受け入れるための予算であるため、賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第27・議案第26号（討論・採決）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第27・議案第26号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第27号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・議案第27号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第29・議案第28号（討論・採決）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第29・議案第28号：平成20年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第29号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第30・議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、21年度一般会計予算の反対討論を行います。

金融危機によるこの実体経済の悪化は、3月末には、製造業だけで40万人もの人々が解雇されると予想される大変な事態であります。解雇されないまでも、仕事がないので週3日しかパートに行けないとか、自動車関連の仕事がゼロになったなど、深刻な暮らしの破壊が進んでいます。このようなときこそ、昨年も言いましたが、国・県に従っていく、あるいは法律で決まった範囲内という姿勢ではなくて、今必要なのは、国・県が何を言おうと、愛西市においては福祉の切り下げは絶対しない。何としても市民の暮らしを守っていくという、断固たる姿勢ではないでしょうか。21年度予算は骨格予算だから新規事業は組めないと逃げるのではなくて、少ない予算の中で工夫をして、自治体の本来の役割である住民の暮らし・福祉を守る新しい施策を一層きめ細かく進めていく必要が強く求められています。

私たち日本共産党議員団は、昨年12月1日、21年度予算編成に当たって、市政アンケートや直接市民からお聞きした声をまとめて、市長に対して207項目の要望書を提出し、住民要望の予算化を求めました。この21年度予算のうち、巡回バスの運行改善や全小学校区での学童保育の開始、妊婦の無料健診の拡大、引き続き小・中学校の建物耐震補強工事、特別教育支援員の配置やファミリーサポートセンター事業の拡大が行われます。介護認定者への障害者控除の通知も、ことしの確定申告から効果があらわれます。引き続き平和行政の推進も行われるなど、評価できる点もあります。しかし、ことしの予算には賛成できない問題もたくさんあります。

総代制の強行はやめるべきだし、国民保護計画も要りません。庁舎検討委員会のあり方も大変問題です。消防の広域化にも反対です。職員の計画的採用、臨時職員の給与の引き上げ、再任用も行う必要があります。住民の強い反対がある総合斎苑建設は見直すべきです。施設管理の見直しによって、立田、八開の保健センターの名前を消し、これまで直営であった福社会館や老人福祉センターの指定管理をどんどん進め、福祉の直接責任を放棄する方向への大きな転換が行われようとしています。廃止すべき後期高齢者医療制度も、ことしも続きます。敬老記念品の廃止、住民基本台帳ネットの運用、給食センターの統合や民間資本導入の検討にも反対であります。全国学力テストの実施、市民プールの廃止の方向づけなど、市民の願いとは違うもので、このまま認めるわけにはいきません。これまでも問題としてきました公共下水道特別会計への繰出金については、今回提出されました公共下水道条例の利用料で、大規模な流域下水道事業は市民に大きな負担を押しつけるものであることがはっきりいたしました。このまま繰り入れを続けることは認められません。たびたび求めています住民税、国保税、介護保険料などの実効ある減免制度の確立も実現できていません。子供の医療費の中学校までの入通院とも無料、30人学級、私立高校生に対する授業料補助の増額なども、まだまだ住民の要望の多くが予算化されていません。

以上、このまま認めるわけにはいかない予算があり、住民要望の実現も不十分だと言わざるを得ませんので、21年度一般会計予算には反対いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算について、賛成討論をいたします。

我が国の経済状況は、アメリカのサブプライムローン、リーマンショックから端を発した金融危機と、ドル安、円高、国内外の同時不況が進行し、今後においても大変厳しい経済情勢が続くと思われます。

愛西市の法人税については、前年度比29%、8,000万円の減収の落ち込みであり、このような厳しい中での本市の平成21年度一般会計予算は、前年度比3.3%減の189億800万円であります。今年度は、骨格予算として、市民生活に直結する事業や計画性、緊急性が高く、滞ることが許されない施策などを念頭に置かれたものと思います。

具体的に主要な事業を見てみますと、第1次愛西市総合計画の基本理念である和み・ゆとり・安心・快適・便利・健やかなの六つの理念に基づいた予算編成をされております。その主要な中の安心・安全な施策では、防犯対策事業として3,122万2,000円、災害対策事業では、自主防災会の育成、洪水ハザードマップの作成、災害時要援護者の支援計画を策定するなど5,447万円、また小・中学校の建物耐震補強工事に4億1,468万8,000円が計上されております。子育て

て支援については、ファミリーサポートセンターの事業委託料715万5,000円、子供医療扶助費2億7,440万円で、通院は小学3年生、入院は中学3年生までの助成となっており、若い夫婦にとって経済的な負担の軽減になります。今後につきましては、通院についても一歩踏み込んだ拡充を要望いたします。

そのほか、3款民生費の中の就労生活支援事業、母子通園費など、主な事業になっております。

10款教育費では、特別支援教育支援配置事業適用指導教育事業など、また、2款総務費の中では、市民の公共施設の移動手段を確保するため、巡回バス運行事業に5,000万円など、いずれも市民生活を重視した効果的な施策であります。今後とも、財政の健全化を図り、効率的な行政運営にお一層の努力をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算について、賛成討論を行います。

我が国経済は、100年に1度と言われる世界同時不況の荒波の中、輸出産業が大打撃を受け、輸出関連大企業は軒並み赤字に転落し、それにつながる中小零細企業は、会社存亡の危機にある状況であります。雇用不安が非正規雇用者はもちろん、正社員に及ぶ状況は深刻であります。景気失速に伴う国・県の税収減は多額であるが、幸い本愛西市は今回の不況による直接的影響は少ないと考えられます。しかし、市税で約3億の税収減の予算でありますし、国・県の補助金等で、多少は影響を受けると考えられます。

21年度一般会計予算総額は189億800万の計上ではありますが、本年4月に市長選挙があり、平成21年度予算案は義務的経費を中心の骨格予算である。編成に当たり、昨年同様、予算枠配分による予算編成をした。また、既存事業の廃止を含め、緊急性、優先度の視点から、見直しを徹底するよう取り組んだと、市長は招集あいさつの本議会で説明があった。

予算内容では、勝幡駅前広場整備事業、介護予防事業、子供医療扶助、小・中学校の耐震補強工事、巡回バスの見直し、介護予防事業、子供医療扶助など多々の事業がありますが、21年度の最重要事業は、20年度予算の繰越明許費で明示の総合斎苑建設事業ではないかと思います。この繰越明許の予算は、5億4,025万円であります。総合斎苑事業は、合併時4町村の合意事項であり、特に火葬場建設事業は、佐屋斎場の老朽化、佐織地区の津島斎場、八開地区の稲沢斎場の利用状況を考えれば、緊急に是正する必要があると思い、これはインフラ整備であると考えます。セレモニーホールの併設は、賛否両論はありますが、市計画のセレモニーホール併設は、多数市民の要望であると考えます。併設の場合、葬儀が1ヵ所で行える利便性、葬儀費用が安くできる経済性、併設による利用料収入が斎場維持管理費の軽減、あるいは返済金の一部に充当できる点を考えれば、併設が住民のニーズに合っていると考えます。ひいては、住民サービスにつながると考えているところであります。

よって、現総合斎苑計画の実施を強く要望し、平成21年度愛西市一般会計予算については賛

成討論をいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算、賛成の立場で討論いたします。

3月議会では、市長会の負担金などを初め、外部の団体への支出に視点を置いて取り上げてまいりました。古くからある団体で、慣習として支出している事例がたくさんあることもわかり、補助金や負担金、交付金等がその団体でどのように使われているのか、チェックの体制が必要であると感じました。

こうした外部の団体への支出の是非の評価をどうするのか。そして、運営いかんによっては、市の財政に影響が出るような明らかなものについて、どのようなチェック体制をとっていくのか、大きな課題です。また、私は予算案に含まれている広域農道建設においては、立田議員のときから、完成後の維持管理費を市が負担せねばならないことや、必要性、そして位置の問題から反対の立場です。また、総代制、新庁舎の検討委員会、その他もろもろ問題は感じておりますが、今回、骨格予算であり、4月より直ちに必要である福祉事業も多く含まれているという観点から、総合的に判断し、賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

平成21年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

21年度の当初予算は、4月に市長選挙を控え、行政運営の基本的な経費を中心とした骨格予算であり、本予算189億800万円、前年度予算3.3%減という予算規模は、議案説明、議案質疑の発言で明らかとなっております。予算の歳入におきましては、世界的な金融不安における影響が少なからず当市にも及び、法人市民税などの減少により、市税は3.9%減の70億9,600万円。地方交付税は、逆に5.4%増の39億円、財政調整基金から10億5,000万円の繰り入れと、大変厳しい予算となっております。歳出におきましても、各部門ごとに、少しでも住民の方々に充実したサービスを提供できるよう検討され、編成された予算であると思われ、各課において経常経費、投資的経費を圧縮し、歳出抑制に努めながら住民ニーズに少しでもこたえるべく苦慮されております。合併特例債の償還に伴い、公債費が19.3%増の16億4,300万円となり、主な事業といたしましては、勝幡駅前開発、小・中学校の耐震事業、防災対策事業、災害対策事業を初め、巡回バス運行、今後の庁舎のあり方を検討する庁舎検討などが計上されております。これらさまざまな事業は、市民にとって重要な事業であり、今後計画を進める上においても、住民を第一に考え、協議・検討されていくことを望みます。

今後、さらに財政が厳しくなることが予想され、行政が担う事業、サービスに対して、住民の期待がさらに大きくなってくると思います。市民感覚を持ち続けることは当然のことですが、行政として、将来に責任が持てる行政運営を行っていただきたいと思います。財政難

を第一の理由として、互助の精神を持って誕生した愛西市であります。今後もこの気持ちを忘れることなく、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを目指して、健全かつスピーディーな行政運営に努められますことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第30号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第31・議案第30号：平成21年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第31号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第32・議案第31号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第31号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計予算についての反対討論を行います。

市民には、国民健康保険税は負担が大きく、滞納はいつまでも解消できない状況であります。長期滞納者には、短期保険証の発行で命をつないでいるという状況です。資格証明書の発行は今後もしないようにはしていただきたい。少しでも支払いのできるように援助すべきです。滞納者がふえる中で、払える保険税にしていくために、市独自の減免制度の拡充が必要です。後期高齢者医療制度により、後期高齢者支援金の負担も大きな負担となっております。昨年度から特定健診となって、健診率が25.6%と大変低く、国保以外の保険加入者の健診実態もつかめないう状況では、市民の健康を守る立場からいっても改善しなければならないと考えます。医療費の支払い困難な人には、国保法第44条の医療費の減免が利用できるように、窓口には申請書を用意し、対象となる人にきちんと情報を提供して、多くの方が利用できるようにすべきです。

以上申し上げて、反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第33・議案第32号（討論・採決）

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第33・議案第32号：平成21年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第33号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第34・議案第33号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第33号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論を行います。

なぜ75歳で後期高齢者だけ別建ての保険料にするのか明確になっておりません。制度そのものが県1本の広域連合の条例に従い、国民健康保険税では、市独自の減免制度がありながら、後期高齢者だけは適用できないというのは不公平です。

愛西市では、普通徴収の滞納者がふえているということですが、県下でも普通徴収の20人に1人が滞納という事態となっております。基本的には、介護保険と同様に、年金額月1万5,000円未満の低所得者の高齢者であり、保険料が払えない人が少なくないという深刻な事態が明らかになりました。1年以上滞納すると、短期保険証、資格証明書の発行もされるということになります。これでは、医者にもかかれません。後期高齢者医療制度は、まさしく医療費を削減するための制度でもあります。今まで、戦前戦後の大変な中を生き抜いてきた高齢者には、医者にもかかれず早く死ねというのかと、怒りの声が渦巻いています。このような後期高齢者医療制度は、即に廃止すべきだと考えます。

以上申し上げまして、反対討論いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第34号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第35・議案第34号：平成21年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第34号：平成21年度愛西市介護保険特別会計予算について、討論を行います。

4月からの介護保険制度の見直しにおいて、介護従事者への報酬の引き上げで改善が図られ、そのための費用も交付金による基金が設けられ、保険料が今後3年間は据え置きとなります。また、保険料の区分も6段階から9段階に分割され、軽減される方が7,312名見えます。住民への負担が回避されております。

しかし、今回の見直しは、要介護認定方式が大きな問題を持っております。お年寄りが病気などで介護が必要となり、介護保険でサービスを受けるためには、要支援、要介護のどの段階に当てはまるのか、認定を受けなければなりません。ところが、新しい認定方式で、これまでより要介護度が下がる人も出てまいります。要介護度が下がれば、介護保険で受けることができるサービスの内容も減らされます。

厚生労働省が4月から実施しようとしている認定方式の変更は、地域によるばらつきを抑える、事務負担を軽減するなどが理由ですが、介護サービスが申請された際の調査項目を減らし、調査員のテキストを改定するとともに、例えば、要介護1と要支援2を振り分ける判定をコンピューターに任せます。調査項目からは、火の不始末や暴言・暴行などが削られます。これでは、これらの症状が見られる認知症が正しく判定されないおそれがあります。これまで、いすやベッドに足を下げて、10分程度座れることが目安だった座位の保持も、どんな姿勢でも1分程度座れば、できるに分類されてしまいます。頭髪がない場合の整髪についても、コンピューターには「介助なし、自立」と打ち込まれます。極端なのはベッドからの移動で、これまで自分ですべてできない人は全介助だったのに、今後は重度の寝たきりの人は機会がないから介助のない自立に分類されます。これについてはさすがに厚生労働省も手直しするようですが、介助の必要性を狭く判断する姿勢が根本的に変わったわけではありません。こうした要介護認定方式の変更で、厚生労働省の不十分なモデル調査でも、これまでと介助の必要性は同じでも、介護度が軽く判定される人が約2割も出ると見込まれるのは重大です。認定方法の変更だけで、これまで受けることができたサービスが受けられない人が続出する心配があります。そのため、この介護保険予算については反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで、お昼の休憩に入ります。1時30分より再開いたします。よろしくお願いいたします。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第35号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第36・議案第35号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、議案第35号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について、賛成討論を行います。

愛西市におきます農業集落排水事業、立田地区、八開地区が、この立田地区の供用開始で建設を完了しました。まず大きな区切りの年になるということで、事業の完成を喜ぶと思います。

しかし、高い料金や管理のあり方など、問題はまだ山積みであります。公共下水の一部供用開始に合わせて、利用料金や管理方式も統合の方向で検討すると。その方針について、21年度

中に明らかにするという発言もありましたが、本会議での質疑では、その点も大変あいまいになっています。やはりさきの発言のように、今年度中に必ず方針を明確化していただく必要があるというふうに思います。そして、一刻も早くこれらの諸課題の解決を図られることを強く求めて、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第36号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第37・議案第36号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、反対討論を行います。

これまでも、この公共下水道事業特別会計については、私たちは反対をしてきました。その理由は、先ほどの議案第7号の市の下水道条例の中でも言いましたように、下水道事業そのものについては、市民の強い要望はありますが、しかし、それを現在の公共下水道方式でやることについては大きな問題があるとして指摘してまいりました。

そうした点で、今回、下水道条例として利用料などの提案がされ、その中で、やはりこの大規模事業が市民の皆さんに大きな負担を強いるものであることがますますはっきりとしてまいりました。このままこうしたこの事業を続けていくことに関しては、やはり大きな問題があります。これまでの計画と、実態の違いをはっきりとさせること、また、その計画に対して見直しをすることがやはり重要だと思います。このまま下水道事業を進めていくことは、やはり大きな問題があるとし、賛成はできません。

以上で、この議案に対して反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第37号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第38・議案第37号：平成21年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第37号：平成21年度愛西市水道事業会計予算について、賛成討論を行います。

今回の予算の中では、八開浄水場の排水施設の更新や、また石綿管の更新工事など、必要な内容が盛り込まれているとして、賛成をいたします。

ただ、今後の課題としてやはり大切なことは、八開地区と佐織地区の料金の統一の問題であります。これについては、以前試案が出されたように、佐織地区の住民の皆さんに負担がかからないようにすることが求められています。と同時に、今後佐織地区でも鉄管の交換の布設がえなどの課題も控えており、まずは佐織地区、そして八開地区での今後の水道管の更新計画など、必要な費用、そしてその事業計画を市民の皆さんにしっかりとお知らせをすることが大事だと思います。それと同時に、その中で市民の皆さんの声を聞きながら、今後の水道料金のあり方について考えていかなければならないのではないのでしょうか。そうした点で、突然料金改定を提案することのないよう、市民の声をしっかりと聞きながら、計画的にそれを発表するように求めて、賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第39・諮問第1号（採決）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第39・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

諮問第1号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・請願第1号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第40・請願第1号：公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

初めに、請願項目1について、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、請願第1号：公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願について、この第1項目についての賛成討論を行います。

公共事業は、必要性を十分に検討し、そして規模や内容などは、市民ニーズに対して適正な規模で行うことが大切であります。その点で、今回の斎場問題に関しては、斎場については、市町が独自に責任を持って行うべき住民サービスであります。当然、これは各市町に分散をしている方が、災害時には協力し合いながらやっていく上で大変有効であるなど、基本的には建設の用地がないなど特別な事情がない限り、市独自に行うべき事業だというふうに考えています。そうした点で、1項目めの後半については、残念ながら賛成いたしかねますが、しかし、前半の計画を白紙に戻すことについては、かねてから我々日本共産党議員団も主張しており、やはり建設予定地に対して地元の住民の同意が得られていない問題や斎場施設について、規模やセレモニーホールの問題などの問題があるということで、我々も白紙に戻して再検討すべきだと主張してまいりました。そうした点で、まず最初に白紙に戻して検討していくという

のは大事でありますので、その点で賛同いたし、賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

請願第1号：公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願について、まず、第1項目めの斎場関係について、賛成の立場で討論いたします。

斎場計画を白紙に戻し、海部郡での広域の取り組みを求める事項に関してですけれども、斎場計画におきましては、斎場周辺道路が平成20年3月に完成したにもかかわらず、いまだ舗装もされず、トラサクがされている現状から、とても緊急性がある生活道路とは言えません。市民の目から見れば、不可解な計画の進め方であると言われても返す言葉がありません。また、広域で建設することに対し、担当部局も、それから特別委員会でも十分な議論がされておらず、コスト的なことも明らかにされることはなく、合併特例債が使えることから単独が有利との答弁が繰り返されてきました。しかし、今後の維持管理費や改装、建てかえのことを考えれば、合併特例債が使えなくても、広域で行えば支出に大差がなく、かえって効率的な運営ができるのではないかという一面もあると考えます。

また、セレモニーホールを建設することが、霊柩車の通行料を減らすことにつながると市は地域にも説明しております。しかし、死亡者が1日に1人のときもないときもある、そういった状況から、またかつ現在佐織地区が津島市に御厄介になっている現状からも、稼働を受け入れないと言い続けることは不可能ではないでしょうか。こうした問題を地域住民に伏せたまま進めるならば問題であります。

このような事情及び現状から、白紙に戻し、広域的な視点も入れて再度検討し直すという意味で、私は賛成いたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

最初に、23番・中村文子議員、どうぞ。

○23番（中村文子君）

公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願について、請願項目1、火葬場計画は白紙に戻し、海部郡全体の広域で取り組み直すことについて、反対討論をいたします。

斎苑は、文化的な生活を営む上で絶対に必要な施設であることは、万人の周知するところがあります。その施設の設置に関しては、自治体の責務でありますし、斎場建設は合併協議会での施設整備事項でもあります。広域での建設については特別委員会においても検討されておりますし、今広域で建設地の選定とか、あるいは費用負担などで調整協議に時間がかかります。また、合併特例債を有効に利用するため、単独で進めることが確認されております。現在進め

られている予定地は、総合斎苑建設検討委員会や特別委員会では他地区も十分考慮に入れながら、慎重に比較検討を重ね、今の予定地が最適地として選定されたところであります。

葬儀のあり方も、時とともに変わりつつありますが、現代の住宅事情や地域性を考えた場合、セレモニーホールもぜひ必要と考えます。利用者に落ちつきと安らぎを与える雰囲気と環境を備えるだけでなく、安心して故人を送ることのできる場づくりも大切です。セレモニーホールを併設した斎苑の利便性は、利用した人の大方の人の声でもあります。ぜひ早急に建設を進めたいと思います、請願項目1の火葬場計画は白紙に戻し、海部郡全体の広域で取り組み直すことについて、反対討論いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

請願第1号：公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願については、反対の立場から討論いたします。

請願項目の一つであります火葬場計画は白紙に戻し、海部郡全体の広域で取り組み直すことではありますが、火葬場は地域社会に不可欠な施設であります。また、海部郡広域ではとのことではありますが、合併特例債を活用し、愛西市単独で建設すべきであると考えます。

市民が他の市町村の施設を利用することなく、住みなれたところで安心して葬儀を行う施設が望まれます。セレモニーホールについては、自宅から外部の施設で行われる傾向があり、今後とも増加すると思われますので、市民の利便性など、住民サービスの一環として必要であります。建設用地については、一般市民の方も入っている検討委員会、議会の特別委員会などが検討し、候補地の現地視察を行い、最適地であると判断し決定したものであります。

以上のことから、この請願には反対いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、9番・村上守国議員、どうぞ。

○9番（村上守国君）

請願第1号：公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願書の請願項目1について、反対の立場から討論を行います。

私も地域経済が不安定な折に、大型公共事業には賛成することはできません。しかし、市民にとって必要なものは最優先事業として推進していく必要があると思います。現在の火葬場は、佐屋地区を対象とした火葬能力のため、愛西市全体を対象とした場合、施設能力が不足し、また建設時期が昭和44年のため老朽化が進み、場内の駐車スペースも少ないため等々の理由で、新たな火葬場建設は急務であると考えます。請願趣旨で、海部郡全体の広域で取り組み直すことと述べられておりますが、海部津島管内の各市町村火葬場設置状況を見ますと、設置していないのは東ブロック、東ブロックとは、甚目寺町、大治町、美和町、七宝町であります。東ブロックのみで、他の自治体では独自に火葬場等を運営されているのでありますので、各自治体の火葬場新設については必要度に大きな違いがあると思われます。このような海部津島管内

の状況の中で、広域的に候補地を選定するなど、基本計画策定に至るまでかなりの歳月を要するものと考えます。現在の愛西市での状況を考えますと、この請願に賛成できません。

よって、この請願第1号の請願項目1には反対いたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号の請願項目1を採決いたします。

請願第1号の請願項目1の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号の請願項目1は不採択と決定いたします。

次に、請願項目2について、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、第2項目についての賛成討論を行います。

第2項目については、当然庁舎の統合などを考える前にやはり大事なことは、市民の必要な窓口サービスをどういう形で充実させていくかということをもまず考えるべきであります。それに応じて、庁舎の体制を検討するのがまず基本ではないでしょうか。当然、その庁舎の検討に関しては、財政負担をできるだけ少なくすることは当然であり、また、その中で新築をしないことを前提として工夫をしていくことも当然のことでもありますので、賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

第2項目め、庁舎検討に関しての意見を述べます。

市長は、検討委員会の結論を尊重するとのことでありましたので、新庁舎建設の選択肢も一つにあると私は受け取っております。現行の分庁方式に不便を感じている市民は少数であります。不便を感じているのは行政当局であります。今の組織体制に固執せず、事業を洗い出し、組織がえをすること。そして、今ある施設の有効利用をすることを策すべきであります。

老人の急増、そして20歳から65歳ぐらいまでの税収となる生産者の人口が急減することは避けられないことであります。今のままの福祉を維持しようとしても、1人当たりの負担がふえることは避けられません。現在、他の自治体より財政状況がよいからと、箱物行政を続けるならば、10年後、15年後に負の遺産を残すこととなります。借金や維持管理費は最小限にとどめるという原則を持ち、そして、さらに行政当局におかれましては、努力と知恵で解決をするという方針を示していただくことを要望して、この請願に賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

7 番・岩間泰彦議員、どうぞ。

○7 番（岩間泰彦君）

公共事業優先から福祉を充実した行政運営の転換を求める請願書のうちの項目の2、庁舎の検討は、新築しないことを前提に、まず工夫することについて、反対討論をいたします。

合併の大きな目的は、行財政改革だと私は考えております。4 町村が合併して4 年余り、分庁方式の弊害が至るところに出ております。組織機構の見直し、事務事業の見直しをしてはおりますが、なかなか効率化、合理化は進んでいないように思われます。分散による複雑化を解消するには時間がかかるでしょう。コンピューターの時代、オンラインの時代だといっても、急激には、住民の多くはついてはいけないうでしょう。住民サービスの低下につながっておりますし、物理的に無理があるのではないのでしょうか。

私は、かねてから二極化を主張しておりますが、庁舎は集中化すべきであると思います。合併のむちの部分が行財政改革であり、合併特例債はあめの部分、起債の7 割が国から交付税として手当てされるならば、合併のメリットは大いに利用すべきであります。

大型工事には、必要性、緊急性、費用対効果を考慮して、必要最小限にすべきは言うまでもありません。庁舎については、現在庁舎検討委員会において検討中であり、現段階での請願の趣旨には同意できません。なお、庁舎の問題は、合併特例債を活用することを前提で当然考えるべきでしょう。

以上、反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1 号の請願項目2 を採決いたします。

請願第1 号の請願項目2 の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1 号の請願項目2 は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・請願第2 号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第41・請願第2 号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

21 番・永井千年議員、どうぞ。

○2 1 番（永井千年君）

それでは、請願第2号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願についての賛成討論を行います。

今回の保険業法改正の端緒となっている消費者被害、これはオレンジ共済などの共済の名を冠した無保険業者が不特定の者に営業していたことにより発生しました。こうした偽共済への規制は厳格に行われる必要があります。しかし、今回の保険業法で問題なのは、営利企業である保険会社と自主共済を同列にみなして保険として運営せよと迫っていることであります。

この自主共済の特徴は、社会運動組織が母体となっている点や自主的に運営されている点、財政的に自立している点など六つあると言われています。この請願団体であります共済の今日と未来を考える懇話会あいちの主な団体としては、日本で最も多くの登山愛好者を抱える団体であります勤労者山岳連盟、そして愛知県におきましては、医師会を構成員で上回っていると言われていた愛知県保険医協会、開業医の皆さんの団体です。それから医療生協で構成をしている民主医療機関連合会、そして中小零細業者の団体であります商工団体連合会と。これらが行っている共済というのは、どの団体も会員の福利厚生を目的に実施している仲間同士の助け合いであります。加入共済を主目的にして会員加入しているわけではありません。まして、不特定の者に営業している収益を目的に商品として販売する保険とは、性格も取り扱いも大きく異なり、同一に規制することにはどだい無理があります。また、会員同士の助け合いの制度だからこそ保証される制度内容と掛金は、保険会社の保険商品の保証内容や保険料とは比べるまでもなく、移行すれば大幅な内容後退となり、加入会員の権利は守られません。

私自身がかつて働いていた愛知県商工団体連合会の共済の場合ですと、自主共済と仲間同士の助け合い、自主共済だと助け合いなので事務経費は1割程度ですが、保険会社と契約すると、保険料の4割が事務経費となり、保証内容が大幅に後退する試算が出てきました。既に20年3月31日の経過措置期間が終了し、廃止に追い込まれる共済や互助会が続出しています。一刻も早く自主共済の保険業法からの適用除外が強く求められています。

今回の請願団体の活動もあり、意見書の採択は全国で176自治体が採択をしています。愛知県では、扶桑町や知立市、新城市、設楽町などが採択をしています。愛西市議会でも意見書を採択されることを強く願って、本意見書の賛成討論といたします。

#### ○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

29番・太田芳郎議員、どうぞ。

#### ○29番（太田芳郎君）

請願第2号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願につきまして、反対の立場から討論をいたします。

根拠法のない共済、いわゆる無許可共済を保険業法の規制の対象とする保険業法等の一部を改正する法律で、改正保険業法が平成18年4月1日から施行され、2年間の猶予期間の平成20

年４月１日から適用となりました。改正保険業法は、いわゆる根拠法のない共済について、保険契約者の保護を図る目的としたものであります。自主共済制度の目的に構成員の相互扶助や仲間同士の助け合いを目的に運営されてきたことは理解をし、改正保険業法施行後においても、その目的や保険内容を維持できる保険会社等があれば問題ないと判断します。

多くの団体は、少額短期保険業者としての登録、または保険会社の商品への切りかえなどにより、契約者への保護が途絶えることとならない状況ができていると判断しており、構成員の相互扶助や仲間同士の助け合いについては維持できているものと認識をいたしております。

よって、本請願につきましては、反対するものであります。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第２号を採決いたします。

請願第２号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第２号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・請願第３号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第42・請願第３号：「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正をもとめる請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正をもとめる請願について、賛成討論を行います。

景気悪化のもとで、非正規労働者や期間工の解雇が派遣切りとして深刻な問題となっており、契約期間満了の雇いどめや契約途中の解雇など、解雇権の濫用や不法行為が横行しているのも大きな問題になっています。年末年始の派遣村の報道が大々的に行われましたが、あのような形で雇いどめと同時に住む場所も奪われるような労働者の状況があり、大変働く人たちが追い込まれているのが現状であります。

現在、生活保護申請の適正化や、あるいは雇用保険加入基準などの緩和などが国の方でも話し合われてはいますが、しかし、契約期間満了者が３月以降一斉に集中的に出てくることを考えれば、それだけでは不十分であり、緊急な対策が必要となっています。

そもそも派遣労働というのは、臨時的、一時的な業務に限定すべきものであって、1999年に大幅に派遣労働法がどんどんと改悪をされ、現在では、常用雇用の代替として行われているよ

うな現状は本当に問題であります。こうした中で、不安定労働と低賃金労働が拡大し、今日のような不況の中で解雇が濫用されて、大きな社会問題となるような状況になっているのが現状であります。日雇い派遣や、あるいは登録派遣の即時禁止は当然のことではありますが、それと同時に、やはり働く人たちが安心して働き、また生活できる賃金を得られるような、そうした安定的な社会をつくっていくためにも、労働者派遣法を抜本的に改正し、少なくとも1999年の時点にまで戻していくことが今緊急に求められています。

今、愛西市の中でも不況は深刻であり、こうした状況は、今後正社員にも大きく広がろうとしている中で、労働者雇用対策は抜本的に改正をしなければなりません。そうした点でも、愛西市がこの請願を採択し、国に対して意見を求めていくことは大変重要なことではないでしょうか。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

12番・八木一議員、どうぞ。

○12番（八木 一君）

それでは、請願第3号について、反対の立場から討論を行います。

昨今の報道でも急速な景気悪化によって、派遣の雇用中止、内定取り消しなど、労働環境を取り巻くさまざまな問題が起きていることは承知しております。また、この件についてもさまざまな対応が必要だとも考えています。

しかし、請願趣旨でも述べられているように、今国会には日雇い派遣を原則禁止とする改正法案が上程され、また製造業の派遣禁止に踏み込もうという動きが出てきております。この内容は、今まで一貫として規制緩和の流れを歩んできた労働者派遣の問題について大きく転換し、初めて規制強化の方向にかじを切ったものであります。このような経済状況を踏まえて、大きくかじを切った内容に対し、一定の評価をするものであるし、これらを注視していきたいと思い、この請願にある抜本的な改正を求める段階ではないと理解しているので、反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第3号を採決いたします。

請願第3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決定いたします。

◎日程第43・請願第4号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第43・請願第4号：ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

請願第4号のミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について、賛成の討論を行います。

今世界では、飢餓がふえているのに、日本は年間77万トンもの米を輸入しております。これは我が国の年間消費量の8.4%に相当します。この輸入米、ミニマムアクセス米は、膨大な在庫となって国内産米を圧迫し、米価下落の大きな要因となっております。政府は、輸入があたかもWTO農業協定の義務であるかのように言いますが、本来輸入は義務ではなく、輸入したい人にはその機会を提供せよというものにすぎません。

さらに、汚染米の問題では、転売された汚染米の約8割は輸入米でした。汚染米と知りながら輸入したものが、工業用へののりなどへの需要がほとんどないにもかかわらず、非食用を建前に、食品加工業者に流通させました。汚染されたミニマムアクセス米を輸入義務だと政府は解釈して、無理やり全量輸入したことが汚染米不正転用事件の根本原因であります。

日本は、今食料自給率が40%を割る状況であり、食料自給率を上げる上でも、米の安定生産が欠かせません。そして、国民の食の安全を守る上でも、汚染米の輸入は認められません。食料主権と食の安全を守る上で、義務でもないミニマムアクセス米の輸入を休止すべきであります。

この請願を愛西市議会が採択し、国に意見書を提出されることを強く求めて、賛成の討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

最初に、11番・鬼頭勝治議員、どうぞ。

○11番（鬼頭勝治君）

請願第4号について、反対の立場から討論をいたします。

確かに米を輸入することは、日本の生産者にとって不安と感ずることは理解できます。しかしながら、政府はミニマムアクセス米輸入に当たっては、国産米の価格、需要に影響を与えないよう、加工用を中心の輸入販売を行うなどの措置を講じておりまして、ミニマムアクセス米の輸入に伴い、本請願で懸念されている米の生産調整が強化された事実はありません。

また、本請願では、輸入があたかもWTOの農業協定上の義務ではなく、輸入の機会の提供

にすぎないとの指摘をされておりますが、日本は国際社会の一員として、ウルグアイ・ラウンド農業合意のルールを着実に守る必要があります。世界貿易機関に加盟している日本の立場として、ミニマムアクセス米の輸入停止をとすることは困難と考え、本請願には反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

請願第4号：ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について、反対討論をいたします。

平成19年から20年前半にかけて、石油価格の暴騰に端を発し、輸入穀物価格が高騰したことは周知の事実であります。しかし、20年後半に金融バブルが破綻をして、実情に基づかない投機商品となっていた状況が露見し、是正の結果、石油価格を初め、輸入穀物も以前の相場に下がりました。今後も落ちついた価格に推移すると見込まれます。

今回、請願の趣旨でありますミニマムアクセスの輸入米停止の問題でございますが、日本のミニマムアクセス米の輸入継続は、WTOの農産物輸入協定に基づく国際公約であり、貿易立国である我が国の立場を考えれば、WTOでの合意した約束事を一方的に破ることはできないと考えます。

よって、今回提出の請願第4号：ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願については反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これで討論を終結いたします。

次に、請願第4号を採決いたします。

請願第4号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第4号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・選挙第1号

○議長（加賀 博君）

次に、日程第44・選挙第1号：海部地区休日診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区休日診療所組合議会議員に、真野和久議員と前田芙美子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました真野和久議員と前田芙美子議員を海部地区休日診療所組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、真野和久議員と前田芙美子議員が海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました真野和久議員と前田芙美子議員が議席におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第45・選挙第2号

○議長（加賀 博君）

次に、日程第45・選挙第2号：海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（議会選出）を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区水防事務組合議会議員に田中秀彦議員と三輪久之議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました田中秀彦議員と三輪久之議員を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、田中秀彦議員と三輪久之議員が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました田中秀彦議員と三輪久之議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第46・選挙第3号

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第46・選挙第3号：海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（市長推薦）を議題といたします。

お諮りをいたします。海部地区水防事務組合同規約第6条ただし書きの規定による組合議会議員については、市長推薦のとおり、石河靖雄氏を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、石河靖雄氏が海部地区水防事務組合同規約第6条ただし書きの規定による組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました石河靖雄氏には、文書をもって会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで、議事整理のため、暫時休憩といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時26分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、議案第38号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、議案第39号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について、議案第40号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。

その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

#### ○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に議案が3件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の議案第38号、議案第39号、議案第40号を追加日程として、本日御審議願うことに決定をいたしました。

なお、議会運営委員会より、発議第1号：愛西市議会委員会条例の一部改正についてを提出いたしましたので、あわせて御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・議案第38号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第1・議案第38号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、議案第38号について御説明を申し上げます。

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について。

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年愛西市条例第36号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、人事院規則の改正がなされたことに伴いまして改正をする必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第15号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

それでは、裏面をおめくりいただきまして、一部改正の新旧対照表、議案第38号資料をお願いいたします。

初めに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項につきましては、1週間の勤務時間を「40時間」から「38時間45分」に改めるものでございます。

第3項におきましては、再任用、短時間勤務職員の1週間当たり「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改めるものでございます。

第4項につきましては、短時間勤務職員の1週間当たり「32時間」から「31時間」に改めるものでございます。

第3条第2項につきましては、週休日及び勤務時間の割り振りでございますが、1週間ごとの期間につき、1日の割り振りを「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。

はねてください。お願いします。

それから、職員の給与に関する条例第16条につきましては、時間外勤務手当でございます。

第3項におきましては、1週間の勤務時間を「40時間」から「38時間45分」に、第4項につきましては、1日当たり「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。

職員の育児休業等に関する条例第11条につきましては、育児短時間勤務でございますが、1日8時間から1日7時間45分に対応した勤務形態に改めるものでございます。

お戻りをいただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で議案第38号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第38号について、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

実質的な影響について、15分の時間短縮がどのような影響があるというふうに試みの計算をやっているのか説明していただきたいと思います。特に、当然所定労働時間で1日15分ということですので、それが今の仕事量で仕事のやり方でやれば、当然時間外がふえるということになるのか、あるいは、臨時職員の方がその削減分を持たなければいけない事態となるのか。

か。制度の趣旨からいって、この15分の短縮をどのように理解したらいいのか。その影響も含めて御説明ください。

○総務部長（水谷洋治君）

この15分におきましては、現在8時30分から5時15分としておりまして、お昼休憩を45分間とらせていただいております。それで、この改正をお認めいただきますと、8時半から5時15分までは変わりはありませんけれども、お昼休憩を45分から1時間に戻させていただくものでございます。それで、あと影響的なことでございますけれども、当然勤務時間が短くなりますと、おる時間は一緒なんですけれども、例えば時間外勤務をした場合の時間当たりの単価が若干アップいたします。ちなみに、今影響額を算出してみましたんですけれども、給料月額29万円とした場合に、実質時間当たりでいきますと、1時間当たり62円の増額となります。ちなみに、2月分ではじいてみますと、月額でいくと26万1,000円ほどアップになると、そういうようなことで御理解をいただきたいと。職員の、あとパートとか、そういうような関係については、何ら変わりございませんので、よろしくお願いします。

○21番（永井千年君）

要するに、当然1時間当たりの金額は62円変わってくるんだけど、時間が短縮することによって時間外がふえるという、その影響というのは全く考えてみえないということなんでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

お昼の関係が45分から60分にさせていただくわけでございますけど、お昼におきましても、窓口を閉めることなく、3交代でやっておりますので、市民の皆様に影響を与えるということはないというふうに理解しております。

○21番（永井千年君）

そういうことを聞いているのではないんです。業務量として、当然同じ量をこなせば、15分分だけ密度が濃くなる。そうじゃないということであれば、当然外にはみ出すということになるんじゃないかというふうに思うんですが、そういうことを聞いているんです。3交代だから、市民に対する影響云々というようなことを聞いているわけじゃないんです。

○総務部長（水谷洋治君）

どうも御無礼しました。

基本的には、勤務時間が15分短くなるわけでございますけれども、お互いに職員といたしましては、時間が短くなったことによって、時間外勤務をたくさんいただくと、そういうような心は捨てまして、とにかく時間内で効率よく自分自身にきちんと目標を持って進めてまいりたい。また、職員についても、その旨も徹底してまいりたいと、このように考えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（加賀 博君）

24番・加藤敏彦議員。

○24番（加藤敏彦君）

1日15分、勤務時間が短くなることによる影響ですけれども、今永井議員も質問いたしました、愛西市の職員数、この職員が1日15分短くなると。じゃあ、1日で何時間、何人分浮いてくるかと。今、部長が言われたように、頑張って仕事をやると。労働強化、労働密度を濃くしなければ、15分は埋まらないわけですね。今までどおり働いていけば、それだけ人が足らなくなるけれども、人数的には何人分に当たるかという計算はされているのでしょうか。1日15分、1人15分でしょう。4人だったら1時間でしょう。職員が500人以上見えるわけですから、1日でも何人分休みがふえたり、足らなくなったりという計算が単純にできるんですけれども、そういう計算を一遍してみてください。それだけ、やはりパートさんをふやすか、正職員をふやすかしなければ、今の仕事ぶりでは足らなくなるわけです。そういう問題なんです。そこはちゃんと把握されているのでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

今、議員さんが申されるように、実質15分、勤務時間が減るわけでございまして、その人数分掛ければ、当然数字的には、1人15分だけど、大きくなると。そこまでの積算まではいたしておりませんけれども、その点も踏まえた中で、仕事を日常していく中で、より頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○24番（加藤敏彦君）

気持ちはわかるんですけれども、企業でいけば、生産ラインなんかでいけば、分単位、秒単位で、そういう仕事を見ていくわけですね。やはり、今皆さんも行政の仕事ぶりに対して関心も高まっているし、厳しい目もありますから、実際に、愛西市において、1日15分労働時間を短くすることによって、どれだけの影響があるか。責任者がつかんでいないということは、これはやはり精神主義でいくわけだけど、こんな15分短くなった分だけ、仕事でカバーしようと思ったら、やっぱり大変なんですよ。そこら辺をしっかりと数値として把握していただきたいと思います。きちっとそれぞれ15分短くなった分、どうやって仕事でカバーするのか、やはり議論をしていただくのか、必要なら人をふやす、そういうこともきちっと検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（加賀 博君）

5番・吉川三津子議員。

○5番（吉川三津子君）

指定管理者とか、業務委託をされているところもあると思うんですけれども、そういったところについては、今回のこの条例改正について、どのような影響があるのか。もしかして、こういった勤務体制に準じて、指定管理者制度で導入されるならば、どのように周知をされていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

この関係でございまして、人事院規則の改正が2月27日に公布されて、県の方から実質的に詳細に通知があったというのが3月13日でございます。その中で、条例改正をどこの

市町村もためらっておって、豊田においては1月になされておるわけでございますけれども、それ以外のところについては、今回上げているところというのが、大分3月議会をお願いしておりますけれども、今後、これをお認めいただけた後に、いずれにしても日にち的にもございませんけれども、関係のところには、その旨のことはよく周知をし対応してまいりたいと、このように考えます。

○5番（吉川三津子君）

もう既に3月末になっていて、4月1日から新たな事業が始まる段階になっていて、雇用体制も、そういった指定管理者の団体、委託先については固まってきている状況であると思うんです。本当に待ったなしの状況にありますので、市としての方針をきちっと明らかにして、そのあたりを周知しないと、4月から事業ができないような状況も発生するんじゃないかと思っていますので、早急に対処をお願いしたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・議案第39号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第2・議案第39号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第39号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について、御説明を申し上げます。

補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ10億6,904万8,000円を追加し、総額を226億5,247万4,000円とするものでございます。

このたび、追加の補正の内容につきましては、定額給付金、子育て応援特別手当の事業費についてお願いをするものでございます。

歳出の10ページ、11ページをお開きください。

款2総務費、項2総務管理費、目15定額給付金給付事業費といたしまして10億2,520万円を計上させていただきました。これは、御案内のとおり、定額給付金の事業費の部分でございますが、予算計上といたしましては6万7,000人を対象に計上させていただいております。

次に、款3の民生費の関係でございます。項2児童福祉費、目9子育て応援特別手当支給事業費といたしまして4,384万8,000円を計上させていただきました。これも、特別応援手当の事業費という形で計上させていただきました。1,200人を対象として、今回追加予算として計上させていただくものでございます。

なお、それぞれの財源につきましては、歳入の 8 ページ、9 ページに記載をさせていただいておりますように、国庫補助金100%充当させていただくものでございます。よろしくお願いをいたします。

また、4 ページをごらんいただきたいと思います。

4 ページの関係でございますが、第 2 表 繰越明許費の補正ということで、八つの事業につきまして、追加をお願いしております。いずれの事業も年度内の事業完了が困難であることから、今回繰越明許の手続をとらせていただくものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、議案第39号について、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

21番・永井千年議員。

**○21番（永井千年君）**

今、人数について概算的な 6 万 7,000 人だとかいう、丸が三つもあるような数字を言われましたが、2 月 1 日現在の基準日で、既に 1 万 2,000 円がどれだけで、2 万円がどれだけ、そういうことは確定していると思うんですが、なぜ、丸が三つもつくような数字で今説明されたんですか。

**○企画部長（石原 光君）**

おっしゃるとおりでございます。2 月 1 日現在、それから 2 週間の移動等、それらを整理をいたしまして、そんな丸の数字にはなっておりません。ただ、予算計上といたしましては 6 万 7,000 人、概算という形をお願い申し上げたわけでございますけれども、実際の、今移動処理等の関係等もございまして、3 月 19 日現在のそれぞれの実数はつかんでおります。参考に申し上げますと、定額給付金の関係につきましては 6 万 6,861 人、これが 3 月 19 日現在の実数でございます。本来であれば、6 万 6,861 人掛ける幾らという計算方法で計上させていただくのも一つの方法でありますけれども、概算という形の中で、6 万 7,000 人という丸い数字で今回補正の方を計上させていただいたという状況でございます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

子育て応援特別手当につきましては 1,218 名を予定しております。

**○21番（永井千年君）**

この 6 万 6,861 の数字というのは、1 万 2,000 円と 2 万円の数字も出ていますか。1 万 2,000 円がどれだけで、2 万円がどれだけですか。

**○企画部長（石原 光君）**

それでは、参考に申し上げます。

まず、18 歳以下の人数の関係でございますが 1 万 2,471 人、それから 19 歳から 64 歳までの方、これが 3 万 9,285 人、それから 65 歳以上の該当者の方が 1 万 5,105 人という現時点での内訳でござ

ざいます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（加賀 博君）

26番・宮本和子議員。

○26番（宮本和子君）

具体的には、今それぞれ定額給付金が支給をされている市町村もあつたりとかということですが、具体的にはいつからどういう形で申請を行いというのを具体的にいつになるのか教えていただきたいということと、もう一つは、繰越明許費補正のところで、愛西市が財政力が弱いということで特別に支給をされてきましたコミュニティセンター改修費からAEDのところで2億円ちょっと、特別に支給をされておりますが、この中で、今市内の中小業者という方も、本当に今仕事がなく困っている方もあるわけで、そういうところへの仕事の発注というのはどの程度考えてみえるか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

まず、申請の時期の関係でございますが、一応月末に向けて、市民の皆さん方の各家庭へ申請書が届くように今準備を進めております。もうちょっと具体的に申し上げますと、あすの夕方ぐらいに郵便局へ持って行って、それから翌日ぐらいに各世帯の方へ発送していただく準備を今進めているというのが現状の状況でございます。

それから、また後ほど全協でもお願いをいたしますけれども、当然月末ぐらいに申請書が届きますと、今度郵送で市の方へ返送をしていただくというような手続をとるわけでございますが、それとあわせて、今こういった分庁方式をとっているという現状もございまして、4月2日から4月7日まで、各庁舎、臨時窓口というものを設けて、そういった住民の皆さん方の相談も含めてスムーズな対応をさせていただきたいと。当然、申請書の中には、記載事項も含めまして、大体第1回目の支払いといいますか、支給の日がこの日になりますよということもちょっと記載して、そういった対応をとらせていただきたいなというふうには考えております。いずれにしても、月末には皆さんの各家庭の方へそういった申請書が届くというような形で、今進めております。

それから、特例交付金の関係で、中小企業の皆さん方への配慮と、これは今定例会でも一般質問でも中小企業、こういう不況の中で、そういった対応についてはどうなんだという御質問をいただきましたけれども、今回の繰越明許で上がっている事業以前に、今後市が発注する事業、いろんな事業があると思いますけれども、小規模登録業者という制度も、今愛西市は取り組んでおりますので、それぞれ各原課の方で、当然随契の範囲といいますか、すぐ発注できるようなものについては、それぞれ原課の方で十分対応していただけるものだというふうに私自身は考えております。

○26番（宮本和子君）

申請の方は順番にあすにでも郵便局へということですが、今、特例交付金については、まだそういう具体的に業者名で決まってやってみえるのか、やっぱり市内の中小業者の人たちを助

けるというための交付金でもあると思いますので、そういう点では、なるべくそういった市内の業者が少しでも潤うような形をとっていただけるよう、ぜひ計画はしていただきたいと思いますが、その点、今のところでは、あまりほかの事業でという話だったので、さっきの答弁では。この中では、そういうことは考えておられないということですか。

○企画部長（石原 光君）

先ほど申し上げましたのは、この事業に関してだけではありません。今後、愛西市が発注する事業の中で、そういった小規模登録制度とかありますので、そんな中で原課原課の中で、きちっとそういうところも配慮しながら発注をしていくという形をとっていきたいという考え方です。

それから、今回、繰越明許の関係につきましては、確かにそういったような、一部ではとらえ方もできますけれども、今現段階で、その業者さんが決まったというまでは至っておりません。ただ、これからこの事業そのものの事業費が相当大きな額になっておりますので、一概に中小企業の業者の方へ、この事業について優先的に発注しますよという形にならない部分もあると思います。ですから、長いスパンの中で、今後、愛西市が発注する事業の中でいろいろ取り組んでいきたいという考え方でおりますので、この点、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（加賀 博君）

24番・加藤敏彦議員。

○24番（加藤敏彦君）

定額給付金のことが出ておりますので、ちょっと2点ほどお尋ねしますが、一つは、新聞等を見ますと、長野県松本市では、こういう雇用の厳しい状況の中で、雇用で困った人に定額給付金を使ってほしいと、そういう奇特な話が出た場合でも対応できるようにしようというようなことがあるんですけど、そういうような話があった場合に、市としての対応はどのようにされるのか。それから、定額給付金については、世帯ごとの支給ということですが、申請者は世帯主だと思いますが、口座振り込みになると思いますが、その口座については世帯主に限定されるのか、家族のそういう口座でいいのか。そこら辺は具体的にどんな形になっていくのでしょうか、お尋ねをいたします。

○企画部長（石原 光君）

今、加藤議員の方から、雇用の関係で御質問いただきましたけれども、私ども今、先ほど宮本議員にもお答えしましたとおり、各家庭の方へいち早く私どもとしても配分したいという考え方で今進めております。

一方で、雇用の関係で、松本の状況を今お話がございましたけれども、私どもとしては、今現時点では、国の制度の中での定額給付金というものをまず最優先に進めたいという考え方でおります。

○企画課長（加藤善巳君）

それでは、口座の関係について説明させていただきます。

定額給付金につきましては、原則として世帯主が代表になって受け取っていただくということでございますが、世帯構成員であれば振り込みも可能ということでございます。ただ、その場合は委任状をつけていただくということになりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・議案第40号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第3・議案第40号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第40号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,079万3,000円を追加いたしまして、総額を189億1,879万3,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、御案内のとおり、議員の辞職に伴う市議会議員補欠選挙の執行経費についてお願いをするものでございます。

それで、今回21年度の補正予算という形でお願い申し上げますけれども、本来であれば、議員の皆さん方に御了解をいただいて、専決処分という方法も一方では考えられましたが、たまたま今定例会が21年度の当初予算の審議ということもあります。それともう一つ、当初予算に計上できなかった一つの大きな要因というのが、議員辞職というものが出来まして、それに伴う執行経費、当然4月1日から早々に、そういった執行的なものに準備体制をとらなければならないという状況の中で、21年度の補正予算という形で、今回御提案をさせていただいたわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお開きください。

款2総務費、項4選挙費、目9市議会議員補欠選挙費ということで、1の報酬、選挙立会人の報酬を初めまして、職員の時間外勤務手当、また、委託料におきましては、ポスター掲示場の設置除去委託料、また、需用費関係につきましては、選挙次第等々を計上させていただいております。そのほか、また候補者が使用される選挙運動用自動車借り上げ料など、公営経費分の負担金など、367万4,000円を計上させていただいておりますけれども、いわゆる補欠選挙に係る執行経費について、それぞれ所要額を計上させていただいたところでございます。

財源につきましては、歳入の方でも計上させていただいておりますように、財政調整基金繰

入金を充当し、対応をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第40号について、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・発議第1号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第4・発議第1号：愛西市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

発議第1号でございます。愛西市議会委員会条例の一部改正についてでございます。

これにつきましては、愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部改正を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市部設置条例の一部が改正されたことに伴い改正する必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第16号：愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例。愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「、保健部」を削るでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するでございます。

以上であります。

○議長（加賀 博君）

次に、発議第1号について、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第5・委員会付託の省略

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第5・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第38号から議案第40号、発議第1号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第40号、発議第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第6・議案第38号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第6・議案第38号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正する条例の賛成討論を行います。

15分短縮されるということでありますので、労働時間短縮の方向は公務員職場が率先してやるべきことだと思います。ただ、先ほどの質疑でも明らかなように、この15分の短縮というものが皆さんに頑張ってもらって、その15分は所定労働時間の中でちゃんとこなしてもらうという、それは、やはり僕は合理的な考え方でなくて、精神主義に近いものだと、先ほど加藤議員が言ったように思います。それは、結果として、時間外労働やその他がなかったということであったとしても、やはり合理的な考え方をするならば、当然、その15分については、きちんと時間外労働や、あるいは臨時職員、その他の対応として考えていくというのが合理的な考え方だというふうに思いますので、ぜひその点、よろしくお願いをしたいと思います。

民間の職場においては、今ただ働きが横行しています。私の知っている職場で言いますと、名鉄などという大企業の中でも、休日分をただで働かせようという、新しい労働勤務制度が導入されたりしておりますので、ぜひそういう点で、公務員職場では、労働時間を短縮、それをきちっと守っていくという意味で、模範的なやり方をやっていただく必要がありますので、くれぐれもよろしくお願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第7・議案第39号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第7・議案第39号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第8・議案第40号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第8・議案第40号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第9・発議第1号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第9・発議第1号：愛西市議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

3月3日から本日まで、本当に長きにわたり多くの案件を慎重に御審議をいただき、それぞれ御決定をいただきましてありがとうございました。

年度末ということ、そしてもうすぐ1週間後には新しい年度がスタートするわけでありまして。3月26日には児童館と子育て支援センターの合同竣工式、そして3月29日には立田地区で最後になりました立田地区の集配の竣工式なども予定をしております。よろしく願いを申し上げます。

御審議いただいた一般会計につきましては骨格予算ということでありまして、経常経費はきちっと遂行してまいりたいと思っておりますし、新しい年度、もう5年目を迎えるわけでありまして。議員各位におかれましても、どうぞそれぞれのお立場で新年度にも御支援、御協

力賜りますように、そして新しい年度の中でも市長選もあるわけでありますけれども、他の事務事業につきましては、本当につらい、苦しいこともお願いしていかなければならない事務事業もあるわけでありますので、そうした点も皆さん方と市民の皆さんと一層連携を密にし、協働のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成21年3月愛西市議会定例会を閉会といたします。

午後3時07分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀 博

会議録署名議員  
第 7 番 議 員

岩 間 泰 彦

会議録署名議員  
第 8 番 議 員

田 中 秀 彦